

岸和田市議会会議録作成業務委託契約書（案）

岸和田市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、岸和田市議会会議録作成業務（以下「業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 発注者は次に掲げる会議における音声データの反訳・調製及び会議録データの作成を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 本会議
- (2) 委員会
- (3) 発注者の指定する会議

2 受注者は、反訳元となる音声データファイルと会議録調製に必要な会議書類のデータファイルを受け取った日の翌日から起算して本会議録は12日以内、委員会録は14日以内に初稿を発注者に提出するものとする。

3 特急反訳として、発注者から受注者へ依頼した場合は、反訳元となる音声データファイルと会議録調製に必要な会議書類のデータファイルを受注者が受け取った日の翌日までに初稿を発注者に提出するものとする。

4 委託業務の仕様は、別紙の仕様書によるものとする。

5 受注者は、別紙の仕様書により、委託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、次の方法によって算出した反訳料に、消費税率及び地方消費税率を乗じて得た金額を加算した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。また、この契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変更が生じた場合は、相当額を加減して支払うものとする。

- (1) 反訳料は録音時間で算出するものとし、録音時間の単価は、1時間当

たり〇〇〇〇円とする。

(2) 発注予定会議及び想定時間数は、本会議約65時間（3・6・9・12月）、委員会約65時間（3・6・9・12月）とする。

(3) 録音時間については、開催日ごとの時間を定例会単位で累計する。

なお、開催日ごとの時間は30分単位とし、30分以内のときは30分、30分を超えるときは1時間とする。

(4) 特急反訳として発注者から受注者へ依頼した場合、(1)に規定する1時間当たり〇〇〇〇円に0.5を乗じて得た額を反訳料に加算する。

この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 委託料には、本業務を履行するための一切の費用が含まれるものとする。

(検査)

第4条 発注者は、業務が完了したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を行うものとする。

2 受注者は、成果品が前項の検査に合格しなかったときは、別紙の仕様書及び発注者の指示に従い、受注者の責任においてこれを補正しなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第5条 受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、適法な請求書を発注者に提出して委託料を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求を受けた後、30日以内に委託料を支払うものとする。

(支払遅延損害金)

第6条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前条に基づく支払を遅延したときは、支払うべき金額について完済までの期間、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率により計算した遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、免除するものとする。(岸和田市財務規則第123条第2号による。)

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 受注者はこの契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(誓約書の提出)

第9条 受注者及び岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号。以下「暴排条例」という。）第7条に規定する下請負人等は暴排条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団密接関係者（以下「密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。ただし発注者が不要と判断した場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、この契約に基づく作業を履行するに当たり、知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならない。

2 前項の規定は、この契約終了後においても有効に存続する。

(損害賠償)

第12条 受注者は、業務の処理に当たり、この契約書及びこの契約書に基づく発注者の指示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害のうち、発注者に過失が認められる場合は、発注者、受注者が共同してその損害を賠償するものとする。

3 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるもの

であるときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、次条又は第14条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 受注者の委託事務の処理が不相当と発注者が認めたとき。
- (3) 受注者の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定に違反して、この契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(10) 第16条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(11) 受注者が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

3 次に掲げる場合には、発注者は第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第14条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6若しくは第198条又は独占禁止

法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると、認められたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第14条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、請負金額（1時間当たり契約金額に想定時間数を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

(1) 第14条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者

3 第1項及び第2項の場合において、この契約の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて得た額を遅滞料として併せて発注者に支払わなければならない。

(賠償額の予定等)

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として請負金額（1時間当たり契約金額に想定時間数を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第14条の2第4号に規定する刑が確定したとき。

(4) 第14条の2第5号に該当したとき。

2 受注者が第10条の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、請負金額（1時間当たり契約金額に想定時間数を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を、発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 岸和田市岸城町7番1号
岸和田市
岸和田市長 佐野 英利 印
(議会事務局総務課取扱い)

受注者